

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

<p>○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定</p> <p>○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新</p> <p>○ 指定障害福祉サービス事業者の指定</p> <p>○ 指定地域相談支援の事業の廃止の届出</p> <p>○ 保安林の指定予定</p> <p>〃</p> <p>○ 保安林の解除予定</p> <p>○ 道路の区域変更</p> <p>○ 道路の供用開始</p> <p>【公 告】</p> <p>○ 公共測量の終了</p> <p>【監査公表】</p> <p>○ 令和六年度の監査の最終結果（岡山支援学校追記）の公表</p> <p>【公安委員会】</p> <p>○ 指定講習機関の指定の一部改正</p> <p>○ 運転免許取得者等教育の認定の一部改正</p>	<p>健康推進課</p> <p>〃</p> <p>指導監査課</p> <p>〃</p> <p>治山課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>道路整備課</p> <p>〃</p> <p>監理課</p> <p>監査事務局</p> <p>〃</p> <p>運転免許課</p>
---	--

<p>目次</p>

<p>担当課（室）</p>

◎岡山県告示第七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年三月四日

指定した医療機関

名称

富永薬局 宇野

所在地

玉野市宇野二―一―二四

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定年月日

令和七年一月六日

◎岡山県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

おかやま薬局 児島店

倉敷市児島駅前一―一〇四

令和七年三月一日

さくら薬局 瀬戸内邑久店

瀬戸内市邑久町豊原三三九―二

令和七年三月一日

◎岡山県告示第七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

草加病院

2 所在地

備前市西片上一一二二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人草加草仁会

2 主たる事務所の所在地

備前市西片上一一二二番地

三 指定年月日

令和七年三月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇三三七

五 サービスの種類

共生型自立訓練（機能訓練）

◎岡山県告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

地域活動支援センター こころの里

2 所在地

玉野市宇野一―八―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 円い空

2 主たる事務所の所在地

玉野市宇野一―八―八

三 廃止年月日

令和七年三月三十一日

四 事業所番号

三三三〇四〇〇〇三一

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市大佐小阪部字水谷二五四六の一、字鑪阪二六四六から二六四八まで、二六五八、二六五九、字荒神之元二六五一、二六五六の二、字荒神元二六五三、二六五四の一、二六五六の一、二六五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水谷二五四六の一・字鑪阪二六四七・二六四八・字荒神之元二六五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市南方中字砥き石一二八六の三五から一二八六の四三まで、一二八六の六四、一二八六の一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の一九から四八三一の二一まで、四八三一の二四、四八三一の二六、四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定保安林の所在場所

井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の一九から四八三一の二一まで、四八三一の二四、四八三一の二六、四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年3月4日 岡山県公報 第12681号

◎岡山県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町衣笠字堤二六三番三地先から 和気郡和気町衣笠字立石二番三二地先まで	新	七・八 一七・一	一四三・〇
和気郡和気町衣笠字堤二六三番三地先から 和気郡和気町衣笠字立石二番三二地先まで	旧	一〇・二 一八・三	一四三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
苫田郡鏡野町大町字元勘六分六五六番二地先から 苫田郡鏡野町大町字曲り渕六五四番一地先まで	新	五・六 一二・九	六七・六
苫田郡鏡野町大町字元勘六分六五六番二地先から 苫田郡鏡野町大町字曲り渕六五四番一地先まで	旧	五・六 一二・二	六七・六

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

令和7年3月4日 岡山県公報 第12681号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 玉島黒崎金光線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市金光町大谷一二三九番六地先から 浅口市金光町大谷九九八番地先まで	浅口市金光町大谷一二三九番六地先から 浅口市金光町大谷九九八番地先まで	新	二四・七 三〇・一	九・八
浅口市金光町大谷一二三九番六地先から 浅口市金光町大谷九九八番地先まで	浅口市金光町大谷一二三九番六地先から 浅口市金光町大谷九九八番地先まで	旧	二四・七 三五・四	九・八

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八 番一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八 番一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	新	九・四 三二・八	八二三・二
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八 番一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	旧	六・九 三九・九	一一三二・九
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八 番一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八 番一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三 四番八地先まで	旧	九・四 四〇・七	八二三・二

令和7年3月4日 岡山県公報 第12681号

◎岡山県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	加茂奥津線	苦田郡鏡野町大町字元勘六分六五六番二地先から 苦田郡鏡野町大町字曲り瀬六五四番一地先まで	令和七年三月四日

〔七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町矢掛、東川面、西川面、江良、浅海及び小田地内
測量の種類	公共測量（二級基準点測量）
終了年月日	令和七年二月二十一日

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により実施した令和六年度の監査の結果に関する最終報告（岡山支援学校追記）を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年三月四日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美
	保
	正
	子
	徹

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査及び行政監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和5年度

② 監査対象機関 138機関

(内 訳)

知事部局 35機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 138機関

(3) 監査の着眼点

① 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

② 行政監査

事務全般を対象とし、その執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

なお、行政監査については、テーマを選定せず、財務監査に併せて実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（61機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（77機関）

監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に

努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を終了した138機関のうち、17機関について47件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の18機関・41件に比べ、機関数は減少したが、件数は増加している。
- ② 指摘事項のうち収入未済に係る23件に関しては、10件については未収額が減少したが、11件については未収額が増加、1件については前年度に続き令和5年度も全く回収できていない。また、新たに100万円以上の収入未済が1件発生している。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は52機関で265件あり、前年度の67機関・302件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ⑤ 令和5年度から内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、内部統制制度においてリスク発生報告を行っているものについては、原則として、指摘事項等の対象外としたことから、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数は312件であり、前年度の343件に比べ、31件の減少となっている。
- ⑥ 指摘事項と注意・指導事項を合わせた件数312件と令和5年度の内部統制制度におけるリスク発生報告件数143件を合わせると455件であり、前年度の469件に比べ、14件の減少となっている。

監査実施機関	監査年月日	指摘事項	区分		
			実地	書面	
知事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和6年10月23日	—	○	
	消防学校	令和6年7月23日	有	○	
	東京事務所	令和6年11月7日	有	○	
	県立記録資料館	令和6年8月22日	—	○	
	県民生活部	令和6年11月5日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和6年7月30日	有	○	

岡山空港管理事務所	令和6年8月16日	有	○	
消費生活センター	令和6年8月16日	—	○	
男女共同参画推進センター	令和6年8月21日	—		○
環境文化部	令和6年10月25日	—	○	
環境保健センター	令和6年7月30日	—	○	
県立美術館	令和6年8月30日	—		○
保健医療部	令和6年11月1日	有	○	
子ども・福祉部	令和6年11月11日	有	○	
福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和6年8月6日	—	○	
倉敷児童相談所	令和6年8月2日	有	○	
津山児童相談所	令和6年7月25日	—	○	
県立成徳学校	令和6年8月8日	—	○	
健康の森学園	令和6年8月19日	—		○
産業労働部	令和6年11月1日	—	○	
大阪事務所	令和6年7月19日	—	○	
工業技術センター	令和6年9月30日	—		○
南部高等技術専門校	令和6年8月2日	—	○	
北部高等技術専門校	令和6年8月30日	—		○

令和7年3月4日 岡山県公報 第12681号

	北部高等技術専門校美作校	令和6年7月12日	—	○	
	農林水産部	令和6年10月25日	有	○	
	農林水産総合センター	令和6年9月2日	有	○	
	県営食肉地方卸売市場	令和6年9月3日	—		○
	土木部	令和6年10月28日	—	○	
	後樂園事務所	令和6年8月22日	—	○	
	出納局	令和6年11月11日	—	○	
	備前県民局(東備地域事務所を含む。)	令和6年10月21日	有	○	
	備中県民局(井笠、高梁、新見地域事務所を含む。)	令和6年10月17日	有	○	
	水島港湾事務所		—	○	
	美作県民局(真庭、勝英地域事務所を含む。)	令和6年10月8日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和6年10月28日	—	○	
	人事委員会事務局	令和6年11月5日	—	○	
	労働委員会事務局	令和6年10月31日	—	○	
	監査事務局	令和6年11月5日	—	○	
	企業局	令和6年7月17日	—	○	
	土木部都市局(流域下水道事業会計)	令和6年7月3日	—	○	

教 育 委 員 会	教育庁	令和6年10月23日	有	○	
	岡山教育事務所	令和6年8月6日	—	○	
	津山教育事務所	令和6年7月25日	—	○	
	総合教育センター	令和6年9月3日	—		○
	生涯学習センター	令和6年11月18日	—		○
	県立図書館	令和6年8月21日	—		○
	県立博物館	令和6年8月19日	—		○
	古代吉備文化財センター	令和6年8月30日	—		○
	岡山朝日高等学校	令和6年9月3日	—		○
	岡山操山高等学校（中学校を含む。）	令和6年7月4日	—	○	
	岡山芳泉高等学校	令和6年7月11日	—	○	
	岡山一宮高等学校	令和6年9月3日	—		○
	岡山城東高等学校	令和6年7月4日	—	○	
	西大寺高等学校	令和6年11月11日	—		○
	瀬戸高等学校	令和6年9月3日	—		○
	高松農業高等学校	令和6年9月5日	—		○
興陽高等学校	令和6年8月13日	—		○	
瀬戸南高等学校	令和6年9月3日	—		○	

岡山工業高等学校	令和6年8月20日	—		○
東岡山工業高等学校	令和6年8月28日	—		○
岡山東商業高等学校	令和6年8月21日	—	○	
岡山南高等学校	令和6年7月11日	—	○	
岡山御津高等学校	令和6年9月6日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和6年9月3日	—		○
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和6年11月21日	—		○
倉敷南高等学校	令和6年7月18日	—	○	
倉敷古城池高等学校	令和6年8月1日	—		○
倉敷中央高等学校	令和6年7月9日	—	○	
玉島高等学校	令和6年8月28日	—		○
倉敷鷺羽高等学校	令和6年9月3日	—		○
倉敷工業高等学校	令和6年7月11日	—		○
水島工業高等学校	令和6年8月13日	—		○
倉敷商業高等学校	令和6年8月19日	—		○
玉島商業高等学校	令和6年9月3日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	令和6年9月19日	—		○
津山東高等学校	令和6年8月30日	—		○

津山工業高等学校	令和6年11月21日	—		○
津山商業高等学校	令和6年8月30日	—		○
玉野高等学校	令和6年7月2日	—	○	
玉野光南高等学校	令和6年8月23日	—		○
笠岡高等学校	令和6年7月8日	—	○	
笠岡工業高等学校	令和6年8月13日	—		○
笠岡商業高等学校	令和6年8月6日	—		○
井原高等学校	令和6年8月5日	—	○	
総社高等学校	令和6年9月5日	—		○
総社南高等学校	令和6年9月5日	—		○
高梁高等学校	令和6年8月13日	—		○
高梁城南高等学校	令和6年9月3日	—		○
新見高等学校	令和6年9月6日	—		○
備前緑陽高等学校	令和6年9月3日	—		○
邑久高等学校	令和6年9月3日	—		○
勝山高等学校	令和6年7月25日	—	○	
真庭高等学校	令和6年9月6日	—		○
林野高等学校	令和6年11月13日	—		○
鴨方高等学校	令和6年8月5日	—	○	

和気閑谷高等学校	令和6年9月5日	—		○
矢掛高等学校	令和6年8月30日	—		○
勝間田高等学校	令和6年8月28日	—		○
鳥城高等学校	令和6年8月28日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和6年9月3日	—		○
岡山盲学校	令和6年8月22日	—		○
岡山聾学校	令和6年9月30日	—		○
岡山支援学校	令和7年2月17日	有	○	
岡山西支援学校	令和6年10月31日	—		○
岡山東支援学校	令和6年9月3日	—		○
岡山南支援学校	令和6年7月2日	—	○	
岡山瀬戸高等支援学校	令和6年8月23日	—		○
倉敷まきび支援学校	令和6年11月21日	—		○
倉敷琴浦高等支援学校	令和6年7月26日	—	○	
西備支援学校	令和6年7月8日	—	○	
健康の森学園支援学校	令和6年8月19日	—		○
東備支援学校	令和6年8月30日	—		○
早島支援学校	令和6年7月18日	—	○	
誕生寺支援学校	令和6年8月30日	—		○

公安委員会	警察本部	令和6年10月31日	有	○	
	岡山中央警察署	令和6年10月24日	—		○
	岡山東警察署	令和6年7月23日	有	○	
	岡山西警察署	令和6年8月8日	—	○	
	岡山南警察署	令和6年12月4日	—		○
	岡山北警察署	令和6年11月21日	—		○
	赤磐警察署	令和6年7月12日	—	○	
	備前警察署	令和6年7月11日	—		○
	瀬戸内警察署	令和6年11月11日	—		○
	玉野警察署	令和6年11月18日	—		○
	児島警察署	令和6年7月26日	—	○	
	倉敷警察署	令和6年12月4日	—		○
	水島警察署	令和6年7月9日	—	○	
	玉島警察署	令和6年10月22日	—		○
	笠岡警察署	令和6年10月22日	—		○
	井原警察署	令和6年10月22日	—		○
総社警察署	令和6年11月26日	—		○	
高梁警察署	令和6年10月31日	—		○	
新見警察署	令和6年11月25日	—		○	

真庭警察署	令和6年10月15日	—		○
津山警察署	令和6年12月5日	—		○
美作警察署	令和6年11月11日	—		○
美咲警察署	令和6年10月22日	—		○

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄

ア 消防学校

- ・正当債権者への支払いがなされていないものが認められた。

② 総務部

ア 東京事務所

- ・正当債権者からの委任状等を徴さずに決済代行会社に支出したものが認められた。

- ・戻入手続きが不適切なものが認められた。

③ 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	12,103,347	3.7
令和5年度末	11,497,247	2.1
比較増減	△606,100	△1.6

雑入（生業修学資金貸付金償還金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	13,586,060	5.1
令和5年度末	13,007,060	3.2
比較増減	△579,000	△1.9

イ 岡南飛行場管理事務所

- ・小型航空機の停留料について、令和4年度には1件160,908円の未納が認められたが、その後の調査の結果、令和5年度には3件1,898,650円の未納が認められた。停留料未納のまま停留が継続し、未納額が増加する状態が継続している航空機2機が確認されている。

ウ 岡山空港管理事務所

- ・航空機の着陸料・停留料について、その積算の基礎となる航空機の最大離陸重量・騒音値を誤り、収入に多額の過不足が発生しているものが認められた。

④ 保健医療部

ア 本庁

- ・公害認定者医学的検査業務委託料について、支出先を誤ったものが1件認められた。

⑤ 子ども・福祉部

ア 本庁

- ・児童扶養手当返納金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童扶養手当返納金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	2,274,851	92.8	19.1
令和5年度末	1,809,583	91.2	31.5
比較増減	△465,268	△1.6	12.4

イ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	5,358,865	84.2	14.1
令和5年度末	7,043,545	79.7	11.4
比較増減	1,684,680	△4.5	△2.7

- ・延滞金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

延滞金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	993,500	7.1	4.1
令和5年度末	1,029,800	7.3	6.2
比較増減	36,300	0.2	2.1

⑥ 農林水産部

ア 本庁

- ・三徳園内の土地に昭和50年から設置された電柱が無許可で占有されていることに気が付かず、使用料が時効消滅したものが認められた。
- ・昨年度、注意・指導事項とされた事項について措置又は改善がなされていないものが3件認められた。

イ 農林水産総合センター

- ・1件が100万円以上のもので調定時期が1か月以上遅延しているものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	665,812,624	99.296
令和5年度末	678,407,922	99.290
比較増減	12,595,298	△0.006

- ・税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	48,642,755	68.7
令和5年度末	37,987,533	67.0
比較増減	△10,655,222	△1.7

- ・雑入（生活保護返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	2,732,906	99.7	15.5
令和5年度末	3,100,144	81.2	5.9
比較増減	367,238	△18.5	△9.6

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	9,172,091	94.4	12.7
令和5年度末	8,421,696	92.9	13.6
比較増減	△750,395	△1.5	0.9

- ・農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	17,384,403	1.8
令和5年度末	17,116,403	1.5
比較増減	△268,000	△0.3

- ・土木使用料について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

土木使用料収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	1,471,775	99.81	14.08
令和5年度末	1,620,017	99.73	10.03
比較増減	148,242	△0.8	△4.05

- ・土木使用料について、時効の更新（中断）の措置が取られておらず、時効消滅したものが認められた。
- ・ボートパーク等施設使用料の過去2か年について、収入未済・延滞金の整理票が作成されていないものが認められた。

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・県税（現年課税分）及び税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	307,023,355	99.53
令和5年度末	328,001,341	99.48
比較増減	20,977,986	△0.5

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	6,310,186	91.8
令和5年度末	17,233,824	82.7
比較増減	10,923,638	△9.1

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	4,687,742	92.9	14.0
令和5年度末	6,040,358	37.6	6.5
比較増減	1,352,616	△55.3	△7.5

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	4,709,279	94.6	20.4
令和5年度末	3,432,059	94.2	47.2
比較増減	△1,277,220	△0.4	26.8

- ・雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和4年度末	3,567,040	0
令和5年度末	3,567,040	0
比較増減	0	±0

- ・土木使用料の滞納債権について、財産調査等債権確保の措置がとられていないものが認められた。

イ 高梁地域事務所

- ・灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

ウ 新見地域事務所

- ・落札決定後、最低制限価格を誤って高く設定していたことが判明し、当該入札の落札決定を取り消した上で入札を無効としたものが認められた。

⑨ 美作県民局

ア 本局

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	3,649,756	57.2	14.9
令和5年度末	2,978,746	75.6	12.6
比較増減	△671,010	18.4	△2.3

- ・農林水産事業部において、灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

イ 真庭地域事務所

- ・雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）において、100万円を超える収入未済額が新たに発生しているものが認められた。

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・下記の4件全てについて、現年若しくは過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	7,098,540	91.5	26.5
令和5年度末	9,758,977	79.0	17.8
比較増減	2,660,437	△12.5	△8.7

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	28,047,148	70.1	5.3
令和5年度末	32,318,510	58.7	4.9
比較増減	4,271,362	△11.4	△0.4

大学奨学金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	3,020,938	82.8	24.8
令和5年度末	4,087,751	80.9	76.3
比較増減	1,066,813	△1.9	51.5

違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和4年度末	2,285,955	33.3	3.9
令和5年度末	4,591,237	15.9	1.5
比較増減	2,305,282	△17.4	△2.4

- ・ 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

②岡山支援学校

- ・ 事業執行伺・経費支出伺が未決裁で支出しているものが19件認められた。
- ・ 事業執行伺・経費支出伺が未決裁で、支出決議書も未決裁で支出しているものが2件認められた。
- ・ 支出決議書が未決裁で支出しているものが1件認められた。
- ・ 契約予定業者に他者名義の見積書を提出させたものが3件認められた。

○ 公安委員会

① 警察本部

- ・ 警察車両による交通事故で警察車両を全損したものが認められた。
- ・ 警察職員による押収品窃盗により相手方に100万円以上の損害を賠償したものが認められた。

② 岡山東警察署

- ・ 警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、指摘事項と注意・指導事項を合わせ

た件数は減少しているものの、依然として財務に関する事務の適正な執行が徹底されていないものがある。

岡南飛行場管理事務所における停留料及び岡山空港管理事務所における着陸料及び停留料に係る不適切な事務処理については、監査において指摘事項としたが、内部統制制度においても運用上の重大な不備に該当するものと判断された。

同様の事案を防止する仕組みづくりをしっかりと行い、適正かつ効率的な事務の執行に努めていただきたい。

財産関係では、公用車による亡失損傷が引き続き多くの機関で発生しており、特に教育委員会においては、交通事故により相手方に多額の損害賠償金を支出する事案も発生した。発生した事故の状況を踏まえた運転技術研修の実施などにより事故発生防止に努めていただきたい。また、各所属において原因不明の亡失損傷も増加していることから、職場会議の開催などにより公用車の管理責任に関する意識向上を図っていただきたい。

このほか、各所属において使用されていないパソコンが長期間保管されているものが散見されたことから、一括して処分する方法を検討していただきたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、前年度に比べ、新たな収入未済の発生、収入未済額の増加、収入率の低下したのが見受けられた。効果的・効率的な回収に向け、改めて債権管理体制を見直していただきたい。

県民負担の不公平感の払拭のため、個々の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、悪質な場合は、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行い、早期解消に努めていただきたい。

◎岡山県公安委員会告示第二十八号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。
令和七年三月四日

本則の表二の項を次のように改める。

岡山県公安委員会

二	岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村清孝	岡山市北区野殿東町三番二五号 備前自動車備前教習所	普通免許及び原付免許に係る初心運転者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成二年九月一日 平成二十九年三月十二日 令和六年十二月十六日 令和六年十二月十六日
---	--	------------------------------	--	---

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和七年三月四日

岡山県公安委員会

本則の表二十一の項中「岡山市中区藤崎六二二番四」を「岡山市北区野殿東町三番二五号」に改める。